

## 日本政策金融公庫「環境・エネルギー対策資金」（省エネルギー促進融資）への性能証明書転用に係るQ&amp;A

NO	質問	回答	備考
1	「省エネルギー促進融資」の情報掲載があるホームページ、問い合わせ窓口を教えてください。	①経済産業省資源エネルギー庁 ●ホームページ ( <a href="http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/information/150306a/">http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/information/150306a/</a> ) ②日本政策金融公庫 ●ホームページ( <a href="https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/15_kankyoutaisaku_t.html">https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/15_kankyoutaisaku_t.html</a> ) ●日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル (TEL: 0120-154-505) ③環境共創イニシアチブ ●ホームページ 事業トップページ( <a href="https://sii.or.jp/category_a_26r/">https://sii.or.jp/category_a_26r/</a> )	
2	A 類型の性能証明書が他の制度でも使用できると聞いたが、何に使えるのですか。制度名を教えてください。	日本政策金融公庫が実施する「環境・エネルギー対策資金」で使用できます。	
3	性能証明書が日本政策金融公庫の融資制度でも使えるようになるとはどういう意味ですか。	日本政策金融公庫の融資制度「環境・エネルギー対策資金」においては、融資制度専用の性能証明書しか認められておりませんでした。平成27年4月24日（金）以降は、既に本補助事業にて発行済みの性能証明書を融資制度専用の性能証明書に代替して使えるようになります。なお、融資制度のご利用にあたっては、日本政策金融公庫にて所定の審査が必要となりますのでご注意ください。	日本政策金融公庫 ●ホームページ ( <a href="https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/15_kankyoutaisaku_t.html">https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/15_kankyoutaisaku_t.html</a> ) ●日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル (TEL: 0120-154-505)
4	「省エネルギー促進融資」とはどのような制度ですか。A 類型と同じように機器への補助金が出るのでしょうか。	補助金ではなく、金利が優遇される融資制度です。その他詳細の条件等については、日本政策金融公庫の事業資金相談ダイヤルにお問い合わせください。	●日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル (TEL: 0120-154-505)
5	「省エネルギー促進融資」が使用できる対象機器は A 類型と同じですか。	原則として同じです。	●日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル (TEL: 0120-154-505)
6	A 類型の性能証明書があるということに加え、満たさなければいけない要件等がありますか。	融資制度のご利用にあたっては、日本政策金融公庫にて所定の審査が必要となります。詳細については、日本政策金融公庫の事業資金相談ダイヤルにお問い合わせください。	●日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル (TEL: 0120-154-505)
7	A 類型と「省エネルギー促進融資」の併用は可能ですか。	A 類型と「省エネルギー促進融資」の併用は可能です。	
8	「省エネルギー促進融資」の申請期限を教えてください。	「省エネルギー促進融資」制度は、平成28年3月31日（木）までが取扱期限（融資実行期限）となっています。取扱期限内に融資が実行される必要があります。融資実行に当たっては所定の審査が必要となるため、日本政策金融公庫の窓口へは余裕をもったスケジュールでご相談いただくようお願いします。	●日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル (TEL: 0120-154-505)
9	補助金を申請したときの性能証明書の写しがありますが、写しでも日本政策金融公庫の融資制度を使うことは出来ますか。	性能証明書の写しはご利用いただけません。原本が必要となります。日本政策金融公庫の融資制度の性能証明書について詳しく知りたい方は、経済産業省資源エネルギー庁のホームページをご参照ください。	経済産業省資源エネルギー庁 ●ホームページ ( <a href="http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/information/150306a/">http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/information/150306a/</a> )
10	A 類型の予算額が終了後、性能証明書が発行されなくなると、日本政策金融公庫の融資制度は使えなくなるのですか。	A 類型と「省エネルギー促進融資」は別制度となります。A 類型の事業終了後も「省エネルギー促進融資」は継続します。日本政策金融公庫の融資制度向け性能証明書について詳しく知りたい方は、経済産業省資源エネルギー庁のホームページをご参照ください。	経済産業省資源エネルギー庁 ●ホームページ ( <a href="http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/information/150306a/">http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/information/150306a/</a> )
11	「省エネルギー促進融資」において A 類型の性能証明書はいつから使用できますか。	平成27年4月24日（金）以降に使用可能となります。	
12	A 類型の性能証明書が取得できていれば、「省エネルギー促進融資」の審査は必ず通ると考えて良いのでしょうか。	融資制度のご利用にあたっては、日本政策金融公庫にて所定の審査が必要となります。詳細については、日本政策金融公庫の事業資金相談ダイヤルにお問い合わせください。	●日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル (TEL: 0120-154-505)
13	A 類型で発行した性能証明書を「省エネルギー促進融資」で使用しようと考えていますが、有効期限はありますか。	「省エネルギー促進融資」制度の取扱期限（融資実行期限）の間であれば有効です。なお、平成28年3月31日（木）までが取扱期限となっております。	●日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル (TEL: 0120-154-505)
14	予算超過後の日付に発行された A 類型の性能証明書も「省エネルギー促進融資」で受付してもらえますか。	受付できます。	
15	A 類型の性能証明書と「省エネルギー促進融資」の性能証明書が混在していても「省エネルギー促進融資」への申し込みは可能ですか。	問題ございません。	
16	「省エネルギー促進融資」で A 類型の性能証明書が使用できると聞いたが、他の制度でも使用できるようになる予定はありますか。	現時点でそのような予定はございません。	
17	性能証明書の発行を、これから（A 類型の事業終了後） A 類型の性能証明書発行ポータルで行う予定だが、問題ないですか。	平成27年4月24日（金）以降は、性能証明書発行ポータルでは性能証明書の新規作成はできません。「省エネルギー促進融資」の性能証明書を発行される場合は、そちらの指定書式にて作成してください。詳細については、経済産業省資源エネルギー庁のホームページをご参照ください。	経済産業省資源エネルギー庁 ●ホームページ ( <a href="http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/information/150306a/">http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/information/150306a/</a> )
18	A 類型の性能証明書を作成したが、証明書発行団体へ審査してもらう前に、予算額が終了してしまった。今から証明書発行団体へ依頼して受付してもらえますか。	平成27年4月24日（金）以降に、証明書発行団体が A 類型の性能証明書発行を行うことはできません。「省エネルギー促進融資」用の様式を使用して性能証明書発行を依頼してください。「省エネルギー促進融資」の性能証明書発行については、経済産業省資源エネルギー庁のホームページをご参照ください。	経済産業省資源エネルギー庁 ●ホームページ ( <a href="http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/information/150306a/">http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/information/150306a/</a> )
19	その他、日本政策金融公庫の融資制度の詳細や申込みにあたっての手続き等について詳しく教えてください。	日本政策金融公庫の事業資金相談ダイヤル又は最寄りの日本政策金融公庫の支店宛に直接お問い合わせください。	日本政策金融公庫 ●事業資金相談ダイヤル (TEL: 0120-154-505) ●ホームページ ( <a href="http://www.jfc.go.jp/n/branch/index.html">http://www.jfc.go.jp/n/branch/index.html</a> )